

## 第65回産業統計部会議事録

1 日 時 平成28年11月29日（火）9:56～12:00

2 場 所 総務省第2庁舎6階特別会議室

3 出席者

【委員】

川崎 茂（部会長）、河井 啓希、西郷 浩

【審議協力者】

財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、愛知県

【調査実施者】

経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室 秦室長、城田統括統計官ほか

【事務局（総務省）】

横山大臣官房審議官

統計委員会担当室：山澤室長、吉野政策企画調査官

政策統括官（統計基準担当）付統計審査官室：澤村統計審査官、内山国際統計企画官ほか

4 議 題 経済産業省生産動態統計調査の変更について

5 議事録

○川崎部会長 これから第65回産業統計部会を開催させていただきます。今日は皆様お忙しい中、御出席いただきまして大変ありがとうございます。

今日の審議案件は去る11月18日の統計委員会で総務大臣から諮問されました「経済産業省生産動態統計調査の変更について」ということですが、今回の審議は、専門委員や行政機関以外の審議協力者として新たに参加される方もいらっしゃらないので、個々の自己紹介は省略させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

では、早速審議に入りたいと思っておりますが、それに先立ちまして配布資料について事務局から説明をお願いいたします。

○大森総務省政策統括官（統計基準担当）付 事務局から説明させていただきます。本日の配布資料につきましては、議事次第にありますとおり、資料1が委員会諮問時の資料、資料2が審査メモ、資料3が審査メモの中で示した論点に対する経済産業省の回答となっております。また、参考資料としまして、参考1が委員名簿、参考2が日程となっております。なお、資料番号は付しておりませんが、座席図、出席者名簿、さらに11月18日の統計委員会において本調査について諮問をした際に委員の皆様から示された意見の要旨もお

配りしております。さらに、メインテーブルの方には席上配布資料を1枚配布しております。A4サイズの横のものでございます。席上配布資料につきましては、大変恐縮ではございますが会議終了後に回収させていただきますので、お帰りの際はお席にそのまま置いていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

事務局からは以上でございます。

**○川崎部会長** ありがとうございます。それでは、本日はこの資料に沿って審議をさせていただきますが、それに先立って私から3つほど申し上げたいと思います。

1つは、いつもの部会審議と同様に、資料2の審査メモに沿いまして審議を行っていきたいと思います。最初に事務局から審査状況及び論点を説明いただいて、それから経済産業省から御回答をいただいて、それに対しての質疑という形で進めさせていただきたいと思います。

それから2番目ですが、この調査については12月20日を次回の第2回の部会としまして、そこで審議を行いまして、最終的には1月27日の統計委員会で答申案を報告できればと考えております。それから、時間がもし足りない場合には、委員会でもお決めいただいた書面による審議というものも活用しながら、効率的に審議を進めたいと思っております。

それから3点目ですが、本日12時までには終了させたいと考えておりますが、もし予定時刻を過ぎました場合には、御予定のある方は御退席いただいて結構でございます。

ということで、これから進めさせていただきますが、最初に諮問時の統計委員会で御意見を委員長からいただいております。皆様御出席ではありましたが、これにつきまして、ごく簡単に事務局から御紹介させていただきたいと思います。

**○内山総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官** それでは、事務局から。資料番号を付しておりませんが、諮問の際に委員から示された御意見（要旨）ということで、1枚紙を付けております。部会審議に資するため便宜的に作成したものでございますので、御了承いただければと思います。

11月18日の統計委員会で諮問の概要説明をした際に、委員長からコメントを頂戴しております。黒丸で記載しているのが委員長の御意見ということなのですが、調査方法の変更理由のところについてコメントを頂戴しています。資料中では、「経済産業省の業務を重点化する、そして持続的に質の高い統計作成を可能にする」旨を変更理由として挙げていたのですが、これに対しまして、「それがきちんと実行してフォローアップされることが重要。さらには初めから民間委託ありきということではなくて、ノウハウがしっかり継承されること、体制が整備されることといったことについて、部会できちんと審議をしていただきたい」というコメントでございました。

以上でございます。

**○川崎部会長** ありがとうございます。ということで、委員会の方では、特に委員長が強い関心をお示しになっておられて、私もこの点は大変大事なことだと思っておりますので、是非委員の皆様方、各省の皆様にも御協力いただきながら、これらの点を確認していきたいと思っております。

それから、諮問資料そのものにつきましては既に委員会の本体での御説明もいただいて

おり、御出席の方々が多いと思いますので、改めての説明は省略させていただきたいと思  
います。

それでは、これから資料2の審査メモに沿いまして一つ一つ論点を挙げながら確認をし  
ていきたいと思います。また、特に委員の皆様におかれましても、ここで一応事務局から  
論点を挙げていただいておりますけれども、これに必ずしも十分カバーされていない点や、  
お気付きの点も出てくるかもしれませんので、それらにつきましては随時提起していただ  
ければありがたいと思っております。

それでは、個別の審議ということで、資料2に沿いまして順番に検討してまいりたいと思  
います。まず、項目ごとに進んでまいりたいと思いますが、1番目の調査方法の変更につ  
いてというのが1ページ目にございます。こちらにつきまして事務局から事前審査の  
状況ですとか、論点の説明をお願いしたいと思います。

**○大森総務省政策統括官（統計基準担当）付** 事務局から説明させていただきます。資料  
2の1ページ目を御覧ください。調査方法の変更というところの変更概要につきまして、  
まず説明をさせていただきます。本調査で用いられている109種類の月報のうち、経済産業  
省の直轄調査及び経済産業省経済産業局経由の月報の一部、言い換えますと都道府県経由  
を含まない46月報です。表1を見ていただきますと、この上の3つの部分、この46月報に  
係る送付・回収・督促、審査・照会、集計等といった業務を、平成29年9月分調査から民  
間事業者に一括して委託するというのが、今回の変更の概要でございます。

続いて、審査状況でございますが、今回の変更は民間事業者のノウハウやリソースを利  
活用するとともに、経済産業省の業務を統計調査の企画・設計・分析等に重点化すること  
で、調査結果を安定的かつ効率的に提供するため、実施するという事としております。  
これにつきましては、「公的統計の整備に関する基本的な計画」において記載している民間  
事業者を活用する際に留意すべきとされている点を満たしているかどうかというところや、  
その効果や影響等について6点、aからfの論点として確認する必要があると考えており  
ます。

続いて、論点について説明をさせていただきます。まず、aの論点というところですが、  
aの論点としましては「民間委託を計画している月報の範囲等」について説明をさせてい  
ただきます。aの論点については大きく2点ございます。1点目としては、今回民間委託  
の対象となる月報がどのような品目か、またそれらはI I P（鉱工業指数）等においてど  
の程度のウェイトを占めるのかという点。2点目としては、今回の民間委託の対象となる  
月報の範囲を定めた考え方、及び今回、民間委託の対象とならない県経由の部分の月報の  
今後についてという点でございます。

続いて「b 民間委託の開始時期」の論点について説明をさせていただきます。民間事  
業者への今回の委託開始時期を平成29年9月分調査からとしている理由について、論点と  
して挙げさせていただいております。

続いて3点目としては、「c 民間委託の業務内容」について説明をさせていただきます。  
cの論点としましては大きく2点ございます。まず1点目としましては、民間委託の対象  
となる業務内容について、また民間委託後の経済産業省と民間事業者との業務調整につい

て説明していただきたいと思っております。2点目としましては、民間委託への変更により期待される効果について説明をしていただければと考えております。

続いて、4点目としては、「d 民間事業者を活用する際の留意点」について述べさせていただきます。dの論点としては、多いですが、大きく4点ございます。1点目としましては、結果精度の維持・向上について。具体的には高い回収率の維持や正確な回答の確保を維持するための取組等を想定しております。2点目としましては、報告者の秘密保護について。具体的には秘密保護徹底のための対応や仕様書への明示方法等について想定しております。3点目としましては、信頼性の確保について。具体的には民間事業者への委託により報告者に不信感や拒否感を持たれないようにするための取組、また仕様書への明示方法等を想定しております。4点目としましては、民間事業者の履行能力の確認について。具体的にはどのように確認するのか、また仕様書への明示方法等について想定しております。4点目の論点としては以上でございます。

続いて、5点目としては、「e 実査スケジュール」についてです。この論点としましては、民間委託への変更に伴う月報の実査に係るスケジュール、配布から公表までの影響についてを説明していただきたいと考えております。

最後に、6点目としては、「f 民間委託後の影響評価」についてです。fの論点としては、民間委託への変更後の調査結果の影響についての検証予定についてというところを説明いただく予定でございます。

事務局からは以上でございます。

○川崎部会長 ありがとうございます。まずそのような論点を挙げていただいておりますが、では、これにつきまして調査実施者から御説明をお願いしたいと思います。

○秦経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室長 経済産業省鉱工業動態統計室長、秦でございます。経済産業省生産動態統計調査の計画変更の御審議をよろしくお願いいたします。

それでは、資料3、経済産業省説明資料がございます。この後ろには別紙1、別紙2-1、別紙2-2がございます。更に、席上配布資料が1つございます。これらに基づきまして、順に御説明させていただきます。

○川崎部会長 申し遅れましたが、これは論点がたくさんございますので、全部通しというよりも、まずはa、bというという形で論点を分けて御説明をお願いしたいと思います。

○秦経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室長 それでは、経済産業省生産動態統計調査の作業フローについて、年間及び毎月どんな業務を行っているか、その流れは何かといったところを御説明させていただきます。資料は別紙2-1を御覧ください。なお、民間委託後に関しては、後ほど、論点「c 民間委託の業務内容」で御説明させていただきます。

それでは、「作業フローチャート1」でございますが、上から年1回の調査内容の見直し、そして関係書類の作成・送付、中ほどのC以下ですが、一月分の、私どもは「月例作業」と呼んでおります業務の内容になります。業務の色分けでございますが、凡例は左上に記載してありますとおり、黄色が経済産業省本省の作業、緑色が既に外注化している作業に

なります。以後、経済産業省生産動態統計調査を「生動調査」、経済産業省本省を「本省」、経済産業局を「局」、そして都道府県を「県」と略して説明させていただきます。

では、作業フローについて上から説明をさせていただきます。「A. 調査の企画・設計」ですが、ここでは主に調査品目の新規・統合・廃止等について調査内容の見直しを行います。関係部署との意見調整後、総務大臣への申請、統計委員会への諮問・答申、そして総務大臣の承認後、調査規則の改正等の手続を行います。これと同時に、調査票や記入要領を改正内容に沿って見直しを行い、この内容により1年分の調査関係書類を毎年7月ごろに印刷発注を行っております。

「B. 調査票等の送付・配布」でございますが、本省の直轄分の事業所への送付及び本省から局・県への送付については、これまでも外部委託をしておりました。受け取った局では、まず各事業所への送付作業、同様に、県も送付又は調査員経由で配布をお願いしています。なお、調査系統、経由区分ですが、調査対象事業所により、本省直轄、局及び県がございますが、大まかな区分としては、本省直轄が主に鉄鋼業や石油化学、石油製品といった大規模工場、県の方をお願いしているのは繊維や陶磁器等の窯業関連、主には地場産業に近いのでしょうか、そのような小規模工場をお願いしており、局がその中間の中規模という仕分けをしております。

これ以降、一月分の月例の作業の説明でございます。「C. 調査票の回収」です。局と県では各経由分の紙の調査票とオンライン調査票を回収し、審査を行っていただき、場合によっては疑義照会をして修正をする場合もございます。また、未提出事業所については督促を行っていただきますが、本省から直接、「これも追加で回収してください。」とお願いをすることもございます。回収した紙の調査票については本省へ送付し、本省でも同時に直轄分の回収・督促を行うという流れでございます。

続きまして「D. 調査票の受付・審査・集計」でございますが、本省では本省直轄分を含め、局・県から提出された紙の調査票の事前審査をして、個票データの電子化作業を外注します。これを私どもでは「パンチ出し」と言っていますが、このパンチ出しは速報集計まで3回、その後確報集計まで2回行っております。オンライン提出された個票と紙で提出された個票について、経済産業省調査統計システム、通称STATSと呼ぶシステムに格納されたデータを審査し、疑義については、直轄分は本省から直接電話・メール等により事業所へ、局・県経由については局・県にメール等により事業所への照会を依頼しております。

また、CとDは別々に記載されておりますが、実際には同時進行でございます。また、速報値のサマリ審査、私どもは集計値を審査することを「サマリ審査」と呼んでおりますが、回収状況を見ながら適宜行っておりますし、サマリ審査後に個票審査に立ち返って個票審査を再度行うこともございます。公表日の4日ほど前には、速報値をおおむね確定して、公表資料を作成していくという流れでございます。

「E. 調査結果の公表（速報値）」では、毎月月末の8時50分に当省のホームページで鉱工業指数と同時公表を行っております。その後は確報公表に向けて、この時点ではまだ未提出事業所がありますので、未提出事業所の督促・回収、パンチ出し、個票審査、サマリ

審査、公表資料の作成といった、速報公表時までとおおむね同様の流れの作業を行い、翌月の中旬ごろ確報値をホームページに、やはり I I P の確報と同時に公表しております。

以上が調査の企画・設計、調査関係書類の作成・送付と、一月分の月例作業に関する作業フローになります。

○川崎部会長 ありがとうございます。論点に入る前に、きちんとこういう作業フローチャートを示しながら、全体の業務の御説明をいただいたということではありますが、この段階で、まず基本的な理解として、作業フロー等につきましての御質問、御確認等がもしありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

私から教えていただきたいことがあるのですが、これは一応全体のフローチャートをよく示していただいていると思うのですが、調査対象は企業ではなくて事業所ですよ。

○秦経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室長 基本、事業所でございます。

○川崎部会長 その事業所が交替するような場合というのは、この中ではどこで処理が行われることになりますか。

○秦経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室長 それは毎月の調査のときに、例えば調査対象品目をもう製造していない、つまり対象外になるというのはその都度把握して、その月から調査対象から除外する。又は新規で事業所ができたという時は、その月から調査対象として新たに記入依頼をして回収をしていくというものでございまして、基本的にサンプリングの入れ替えということはございません。

○川崎部会長 なるほど。それは理解するのですが、プロセスの中で、どこで新規の事業所に対してアプローチをする段階が発生するのかというのが、この流れの中で見えないと思ったのですが、要するに何らかの生産状況の変化で新しい事業者にアプローチすることは当然あるわけですが、その時にお宅が当たりましたよと言って、初めて回答していただくときは接触がありますよね。その部分というのはこのステップでいえば11月のBのところで行うことになるのですか。そうすると、そこは民間委託ではないですね。この図の中でいえばどこに当たるのかというのが分からないのです。

○秦経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室長 新規改廃につきましては年1回それを取り込む又は削除するというのではなくて、毎月情報を収集し、これとは別に作業として、調査対象を捕捉しながら進めていくという作業でございます。そういう意味で、例えば局から情報が上がってくることもございますし、私どもが新聞やいろいろな情報を見ながら新しいものを捕捉し、確認した上で調査対象に組み入れていくものです。

○川崎部会長 その最初の組み入れていくプロセスは、民間委託との関係でいえばファーストコンタクトの部分ですが、お尋ねしたいのは、それがどちらなのかということなのです。

○秦経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室長 これは本省が当面やるべきと思っております。委託部分に該当する調査票につきましては、当然、工場が開設されましたというだけではなくて、本当にそれが対象品目なのか、対象事業所なのかということをきちんと把握した上で調査に組み込まなければいけない、また、お願いをきちんとし

なければいけないということから、本省が当面对応することになると考えてございます。

○川崎部会長 そのこの部分はこの中では、調査対象が確定した前提で流れが記載されているので、そのこの部分はこの枠外で処理をされている、対処されていると理解すべきなのですね。

○秦経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室長 そのとおりでございます。

○川崎部会長 そういうことで、本省側の対処ということですね。分かりました。

○内山総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官 部会長、よろしいですか。今、新規選定に関しては一応この表の枠外というお話だったのですが、強いて入れるとすれば、AからBにかけて「調査関係書類の印刷」、それから矢印で「調査関係書類の送付」というところがありますので、この間の段階で、「このようなところが新しい事業者なのでここも追加で送ってください」というような形で、送付業者さんにお問い合わせされて送ってもらうという、そんな感じでしょうか。

○川崎部会長 タイミング的にはそこに入るということですよ。私は理解しましたが、よろしいでしょうか。少し細かなところをお尋ねしましたけれども。よろしいですか。

他には何かございますでしょうか。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 よろしいでしょうか。

○川崎部会長 どうぞ。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 1点だけ確認なのですが、このCとDのところはほぼ重なり合いながらやっているという、対応をされているということでございますけれど、その時の管理としては、月報と呼ばれている調査票ごとに回収がどうなっているとか、数値がどうなっているか区分しておられるということなのか。それとも、もう少しまとまりと言ったらおかしいのですけれども、そういう単位でやっておられるのか。その辺りはどうなっているのでしょうか。

○秦経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室長 調査票、月報について私どもの部屋の中で各担当者がございます。その担当者が調査票の集まり具合を見ながら、必要な督促・審査をしていくものでございまして、生動調査全体ではなくて、月報ごとに管理をしているという流れでございます。

○川崎部会長 よろしいですか。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 はい。

○川崎部会長 また、今後の論点の審議の中でいろいろ疑問も出てくるかと思いますが、その時には、またこの方法を確認するということで戻っていただければと思います。

それでは、まずは基本的なフローを理解した上で、早速論点に対する御回答に入りたいと思います。では、論点の御回答としましては、まずたくさんございますので、aとbの、「民間委託を計画している月報の範囲」ということ、それから「民間委託の開始時期」ということを中心に御説明をお願いしたいと思います。

○秦経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室長 では、aといたしまして「民間委託を計画している月報の範囲等」について御説明します。まず①については別紙1を御覧ください。

別紙1と書かれた表面ですが、こちらは現在計画してございます平成29年9月分から民間事業者へ委託予定の46月報になります。調査票の名称でおおむねどんな品目が入っているのかご理解いただけるかと思えます。この46月報で調査している品目に関して、IIPとの関係についての論点でございます。現行、平成22年基準IIPに利用されている品目は、資料3の説明資料の1ページの表にありますように、付加価値額生産ウエイトでは全体の28.1%、出荷額ウエイトでは32.3%、在庫額ウエイトでは46.9%でございます。一方、IIPの採用品目、品目ベースでの割合でいいますと、生産、出荷が38.2%、在庫が50.6%でございます。

2番目といたしまして、今回民間委託を導入する範囲の特徴といたしましては、資料3の9ページに「提出率」がございます。平成27年ですと、全体で約93%、その内訳として、オンラインで提出されたものが約55%、紙調査票で提出されたものが38%といった状況でございます。調査系統別では、本省直轄が全体の提出率で95%、局経由が約97%、県経由が約88%でございます。また、オンラインの回答の浸透状況については、本省直轄が約64%、局経由が約67%、県経由が約36%でございます。

資料3の説明資料1ページの四角囲みで3番目になります。今回民間委託予定分の調査方法は、オンライン又は郵送調査のみでございます。委託後もオンライン・郵送といった調査手法自体の変更はありませんので、調査方法の変更については規模が小さいと考えているところでございます。

4番目といたしまして、円滑な集計業務の維持ということでございます。毎月の集計作業までの一連の作業を円滑に効率的に実施するためには、回収した調査票を審査し、その結果を集計するまでの事務が一本化されている必要があると考えております。

これらを総合的に勘案した結果といたしまして、郵送又はオンラインにより実施している本省直轄又は局経由のみを調査系統としている46月報を民間委託の対象とした次第でございます。結果的に、調査系統に県経由が含まれる月報を除いたものとなった次第でございます。

なお、今回民間委託の対象となる事業所数でいえば約5,900ほどでございます。これは全体の約36%程度でございますが、その内訳につきましては後ほど御説明させていただきます。また、県経由が系統に含まれる63月報については、この論点でございますが、法定受託事務として実査を担当している県の皆様から意見を丁寧に聞かせていただく一方で、先行して民間委託する46月報の状況を踏まえ慎重に検討し、県経由の月報についても民間委託が可能かつ合理的という結論が得られるようであれば、その方向での変更も選択肢の1つとして考えているところでございます。

続けて、「b 民間委託の開始時期」について説明いたします。生動調査の民間委託につきましては、通常の業務と同時並行で追加的に準備を進め委託業務を開始することになることから、着実に民間委託を進めるためには、通常業務の事務繁忙期と民間委託の集中的な準備期間などが極力重ならないようにすることが必要であり、重要なことと考えてございます。生動調査は御案内のとおり1月分調査を開始月とした1年サイクルで実施しておりまして、4月から6月においては、まず、前年1年間の確報公表からの修正分を取り込

む、いわゆる年間補正とっていますが、年間補正後の年報を、全体でこれは6冊ありますけれども、この作成・公表作業がございます。これに加えて、翌年の調査関係書類の原稿作成を行うこと、更には、夏ごろ毎年開催しております局担当官会議や県のブロック会議の準備がございまして、1年の中では事務の繁忙期に当たります。

一方で、民間委託のために集中的な準備事務があり、例えば、会計手続、各種マニュアル等の作成準備、マニュアルに関しては受託業者用の審査マニュアルやシステム運用マニュアルといったものを作成した上で、委託事業者が決まりましたら、これらマニュアル等の指導・研修を行う必要があります。これに約3か月から4か月程度を要すると思われることから、十分な準備を行った上で外注業者が円滑に業務を開始するためにはこれらの期間が重ならないようにすることが重要であることから、その結果、9月分からは良いという判断をしたわけがございます。

なお、今年、一部調査業務の民間委託を開始しました商業動態統計調査、「商動調査」と略しますけれども、商動調査も同様の理由で9月分調査を開始としたところです。実際、商動調査がちょうど9月分から行ったところですが、確認しましたところ、やはり準備に4か月程度費やしているということでございました。

以上でございます。

○川崎部会長 ありがとうございます。では、aの民間委託の計画の範囲と、それからbの民間委託の開始時期という論点についての御説明をいただきましたが、これらにつきまして何か御意見、御質問等がありましたらお願いしたいと思います。

どうぞお願いします、西郷委員。

○西郷委員 民間委託を、民間を活用する範囲というのが郵送やオンラインに一応限定されているということは、商動調査のときの議論に照らして適切な判断なのかとは思いますが。ただ、商動調査のときと著しく異なるのは、調査の中で占めている規模が、商動調査のときは割合少なかったように記憶しておりますけれども、今回の場合には半分、かなりの部分が民間委託で賄われるということになるので、少し商動調査のときとは違う議論も必要なのかとは思っております。

先ほど商動調査のときに準備期間が3か月ないし4か月ぐらい必要だというお話があったのですが、実際に商動調査の方で民間事業者の活用というのをやってみて、事前に思っていたのとは違うような事態というのは生じていないのかどうか。今回はそれよりも規模が大きくなるので、そういった不測の事態というのがより発生しやすくなると思うのですが、それについては何か商動調査との関連で準備なさっていることがあったら教えていただきたいのです。

○川崎部会長 では、お願いいたします。

○秦経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室長 お答えします。まず1点目、商動調査で事前に外注作業を考えていた以外のこと何か発生したかを確認しましたところ、特になく、事前の想定内で民間委託が開始できたと確認しております。

もう1点、確かに生動調査は月報数が多いわけですが、事前の準備をその期間だけではなく、それ以前からできることは着々と準備を進めているところでございますので、多分

そのぐらいの期間で技術移転も含めて指導、準備ができるのかとは思っております。

○川崎部会長 よろしいですか。他にはいかがでしょうか。

河井委員、お願いします。

○河井委員 資料2の審査メモの表1で、調査系統と民間事業者委託と変更がないという、整理されている表があるわけなのですが、先ほどのフローチャート、別紙2-1と比較すると、調査方法で切るよりは、例えば本省が今やっている大規模工場と、あと中規模工場に関しては全て局で、表1の①と②の系統は民間委託して、県が担当している③のところの下4つのところだけを変わず民間に委託しないという選択肢もあったと思うのですが、そうしないでこういう形にされたというのは、フローチャート上のどういう理由でそういう判断をされたのでしょうか。

○秦経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室長 お答えします。これは資料3の説明資料の1ページ目の②の4番目でございますところに該当します。つまり、1つの月報で複数の調査ルートがあり、そのときに複数の調査ルートで分けて外注したら、というお話です。そうすると、集計した結果のどこがおかしいのか、集計してサマリ審査したときに、その中で再度、もう1回見なければいけないといったときに、どこを確認するのか、その集計値の確認も含めて、私どもは一貫して、一括して最初に外注業者にお願いをしたい。自分で集めたものについてきちんと審査をし、集計をして、仮の集計値を私どもに報告してもらいたいということであり、その単位で整理したということでございます。

○河井委員 一括した方がよいという御判断ということですね。

○川崎部会長 よろしいでしょうか。

私からも2点ほどお尋ねさせていただきたいと思いますが、民間委託の開始時期に関連してなんですが、開始時期そのものというよりも、こういう民間委託の業務サイクルみたいな観点からお尋ねするのですが、1つは、これまでやってきた業務を民間という別の主体に委託するときにはそれなりの準備が必要なので、やはりこれだけの時間がかかるだろうというのは私も容易に想像ができるころなのですが、これというのは、例えば単年度発注すると、頻繁にこれが起こるわけです。その辺りというのは大体今のところ何年ぐらいの契約サイクルを想定されているのでしょうか。確定的なおことはおっしゃりにくいかもしれませんが、その辺りのイメージを教えてくださいというのが1点です。それからもう1点は、こういう事業者へのノウハウの伝授に当たってのいろいろなマニュアルとか、研修とかをされるということですが、大体どんな項目から構成されていくのだろうかと思います。今でも結構ですし、また次回部会でも結構ですが、かなり準備の量が多いと思いますけれども、どのようなことを押さえていったらきちんと伝わっていくのだろうかという点で、念のため確認をさせていただきたいと思います。

この2点について教えていただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

○秦経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室長 まず1点目でございます。最初に契約する場合には、どうしてもその年度内業務に限定されるということがあります。ただ、将来的には、やはり契約行為が毎年度発生しないとか、又は事業者がそのノウハウ

をきちんと蓄積し習熟していくということを考えれば、複数年契約が望ましいとは考えております。そういう環境が整ったところで十分検討していきたいと思っております。

○川崎部会長 ちなみに、いわゆる公サ法（競争の導入による公共サービスの改革に関する法律）による複数年契約の対象にはなっていないのですか。

○秦経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室長 はい、これは単年度でございます。

○川崎部会長 そうすると結構厳しいですね。作業的にも、業務の継続とか、それから事業者が継続できるかどうかということは全く分からないわけですね。だから、この翌年度になると、また新たな入札で民間事業者が入れ替わるということが起こりうる。

○秦経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室長 はい。

○川崎部会長 少し煩雑だし、心配ですね。ありがとうございます。

もう1点の方はいかがでしょうか。

○秦経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室長 それにつきましては、まず審査をするというところのノウハウ、審査マニュアルや督促のマニュアル等はきちんと作りたいと考えてございます。督促については、例えば、この事業所については何日以降に督促しているとか、方法等も含めて、私どもが持っている情報、そして局が実際窓口として持っている情報を収集・整理して、それをマニュアル化して伝達していきたいと考えてございます。

○川崎部会長 そうですね。確かにこれは個別の業務内容ごとにいろいろな書類を作らないといかんということでしょうから、なかなか包括的に短時間でこういうものを作りますとおっしゃりにくいところはあるのですが、是非、今後の項目ごとの審議の中でも、この辺りは特に重点的に伝授しなければいけないということも、また触れていただけたらと思います。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 先ほどの説明に1点だけ確認ですけれども、1月から1年サイクルでこの調査は動いている。一方で、単年度契約、年度で考えれば4月開始です、事前に手続をしたとしても4月から契約が開始になります。その1-3月というのは無視して、年度ごとに業務を進める、つまり、生動調査全体としては1年サイクルで動くけれども、民間委託の部分は年度で4-3月で動くと理解してよいのかという点と、もう1点だけ追加で、資料3の説明資料の2ページの上の「なお」書きのところに、先行して今回、民間委託する46月報の状況を慎重に検討して残りの部分についても考えますという話なのですが、先ほどの委員からの質問の回答にもありましたように、都道府県がやっている部分は小規模事業所ということで、今回、民間委託される中・大規模のところとは様相が違う。それを今回の検証結果や、都道府県の意見も聞かれるとは記載してありますけれども、イコールになるのかと。調査員調査の部分や、対象となる事業所規模については、かなり状況が違っており、これらというのは今回先行的にやるからイコール将来もみたいなところに結び付きにくい部分かと思うのですが、その辺りはどう考えておられるのか、2点だけ今、確認させてください。

○川崎部会長 ありがとうございます。私もその辺りは心の中では懸念しながらも、もう

少し先で挙げればよいかと思ったのですが、せっかくこの論点を出していただいたので、今の時点での御回答なり、何かコメントをいただけたらと思います。

**○秦経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室長** 私どもは予算でやっている以上、会計年度というのはどうしても避けられないこととございますので、現時点では契約も年度ごとでしか対応できません。これはいかんともしがたい制度だと思ってございます。

それからもう1点、県経由について、そもそも先行して民間委託をする月報と調査対象規模が違うのではないかと、一部別の考え方が必要なのではないかとということも含めて、私どもはまずこの形で外注した後に、共通する部分、更に、審査官が言われたように、調査員調査もまだ実施されている県はございますので、今回にない事例や切り替えた事例等を踏まえまして、十分慎重に検討していきたいと考えております。

**○川崎部会長** 分かりました。いずれにしましても、今の2番目の論点につきましては、西村委員長の御発言の中にも、「最初から民間委託ありきではなく。」という主旨の御発言もありましたことを考えますと、国の方でやる調査の方が民間委託で先行して、その後は県も民間委託が多分あり得るだろうということで、ありきという考えでいき過ぎるのも困るわけで、経済産業省の説明資料の記載ぶりはかなり慎重になってはおりますが、かなりそこはかたなく、ありきかと思わせるような感じもなきにしもあらずなので、その辺はもう少しこの後の議論で詰めていけたらと思います。

いずれにしましても、ここのところは民間委託を計画している月報の範囲、それから時期という全体の総論的な話ですので、これ自体は整理して御説明をいただいたということで、大きな問題はないものと考えます。ただ、特に県事務をこれからどう考えていくかというのは、今の議論の中でも出てまいりましたとおり、別途検討も必要などころかと思えますので、後ほどまたこの点も戻って検討する必要があるかと思えます。とりあえずは今後もこの論点につきましては、各方面の御意見も聞きながら慎重に対応することが必要というような整理もしていく必要があるかと思っております。

ということで、ここのa、bについてはひとまずこういう方向でということで承ったということで進めさせていただきたいと思えます。

今度は次の論点の「c 民間委託の業務内容」と、それから「d 民間事業者を活用する際の留意点」ということでお願いをしたいと思えます。では、よろしくお願ひいたします。

**○秦経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室長** では、少し長くなって恐縮でございます。資料3の2ページ、「c 民間委託の業務内容」について御説明をさせていただきます。①としまして、従前から民間委託を行ってきた業務としましては、調査関係書類の印刷、印刷した関係書類について本省から直轄事業所と局・県への送付、また紙調査票のデータパンチ業務については年度契約で外注を行っているところでございます。加えまして、今回の民間委託では従前の業務のほか、46月報のうち局経由分の調査事業所への調査関係書類の送付、また46月報についての調査票の回収、督促、審査、疑義照会、集計等に係る業務を一括して委託することを想定してございます。

別紙2-2、A3判の大きなフローチャートを御覧ください。これも字が少し小さくて恐縮でございます。少し説明が重なる部分があるかもしれませんが御容赦いただければと思います。調査の企画・設計については、上の方の左側に記載してございますが、こちらは外注化するものではなく、今までと同様でございます。全月報同様でございます。それ以下、外注化する46月報とそれ以外の63月報に分けて記載しております。変更があるのは46月報と記載された矢印の下の左側の部分でございます。

では、主に変更となる部分を中心に御説明します。調査関係書類の送付は、先ほどの説明のとおりでございます。外注は調査関係書類の印刷・送付・回収・督促・パンチ出し、それから個票審査、疑義照会、集計、サマリ審査までを予定しております。これは左側の緑と水色の部分になります。個票審査、サマリ審査、集計については、これらには私どもが現在使用しております、STATSをそのまま利用させていただくことを考えております。中央下側にある部分が本省の業務になります。ピンク色の項目が外注化に際して新たに生ずる業務でございます。具体的には、民間事業者から業務の進捗に応じた報告を受けつつ実査のプロセス全体の管理を担うといった外注業務の進捗管理でございます。その過程においては、個票・サマリ審査指導、また必要に応じて疑義照会の追加指示といった業務がございます。黄色の部分は従来業務にあった部分ですが、本件外注により精度維持のためのものとしたしまして、必要に応じて本省職員が直接行う督促、照会、個票審査があります。公表値作成に向けてのサマリ審査については、当面これまでと同様、十分に本省が行うことによって精度維持に努め、私ども経済産業省の責任において調査を実施し、その結果を公表していく所存でございます。

民間委託に係る事務量というものを示すようにというお話でございます。これは席上配布資料で御説明させていただきます。これはあくまでも外注化する46月報に係る一月分の通常業務について、本省分の現行担当者の業務ボリュームと、それから外注後に想定されます事務量を試算したものでございます。本省では1人の担当者が外注する予定の月報とそうでない月報、更に直轄分と局経由を担当しているということございまして、この事務量の推計は非常に難しかったわけでございます。本省分も非常に推計が難しかったということで、局は9局ございますが、更に計算が難しいということで、この資料では本省分のみとさせていただいたものでございます。また、外注化後についても同様ですが、今後を担保するものではないということから席上配布とさせていただきます。

資料3に戻っていただきまして②でございます。商動調査では外注化が今年の9月分からスタートしたばかりですけれども、調査票の送付・回収・集計業務に民間事業者を活用することによりまして、業務量に増減がある督促や疑義照会にも機動的に対応が可能だということでございます。また、民間委託が浸透し、本省職員の実査・集計業務が軽減されることによって、限られた職員を社会経済情勢の変化等に対応した調査の企画・設計や分析業務に重点化できると考えたわけでございます。生動調査におきましてもこれらの効果を期待しているところでございます。

具体的に申し上げます、調査品目の見直しとしては新規調査品目の検討や調査品目の品目定義や括り等の見直し、調査分析としてはデータの詳細なチェックや、報告者や利用者

の立場に立った分析、情報の発信などに重点配置したいと考えております。現状を申せば、今の体制では統計作成の通常業務でかなり手いっぱいなところがございます。製造設備、調査対象工場を見る、そして現場の人の話を聞くといった現地調査でありますとか、最新機器等の展示会の見学、情報収集、更にはスキルアップのための研修への参加なども想定しており、外注化に伴って外注された業務に見合うような人数につきましては、人材育成も図っていきたいと考えているところでございます。

続きまして資料「d 民間事業者を活用する際の留意点」というところで説明させていただきます。①の結果精度の維持・向上につきましては、報告者への督促、審査・疑義照会、集計の手順の3つの観点に分けて説明させていただきます。

まず1つ目の黒丸、「報告者への督促」でございますが、1番目として、現在、本省職員は月報ごとに担当が決まっており、自分が担当する月報の審査・照会業務といった督促業務以外も並行して行っておりまして、督促業務の遂行には大きな時間的制約があるわけがございます。一方で、業務を受託する民間事業者においては、業務量に応じたスタッフの増員などの対応も含め、短期間に集中して督促を行うことが可能だと考えております。更に、民間の視点に基づく督促等の高いスキルがあるということ、また、先ほどマニュアルの話でもございましたが、私どもがこれまで行ってきた督促のノウハウを引き継ぐということで、従来の回収率を維持できることが見込まれているわけがございます。

ちなみに、商動調査において民間委託後、現時点でほぼ一月、調査を実施しておりますが、これらの取組により、外注化前と同等の回収率を維持できていると聞いております。また、調査統計グループ全体における民間委託を行っている他統計調査の回収率は表のとおりでございます。おおむね外注化後も回収率は維持できているところでございます。

2番目ですが、本省及び局で行われている報告者の事情を勘案した督促を民間事業者が継続してできるように、督促マニュアル等を貸与することを考えております。具体的な内容としては、先ほど少し申し上げました督促の日について、報告者によってはこの日以降でないと督促はやめてくれとか、督促方法はファックスがよい等々ございます。そういう時間帯、方法等を報告者ごとに情報収集、作成してマニュアル化し、それを貸与する予定でございます。

3番目として、民間事業者が再三にわたり督促するにもかかわらず回答が得られない、協力が得られない、又は経済産業省の職員でないと対応しないという事業所も想定されます。そういった場合には、本省職員が直接督促等を行うことにより回収を図り、回収率を維持したいと考えているところでございます。

続きまして、2点目の黒丸、「審査及び疑義照会等」でございます。

1つ目として、審査は現在私どもが使用していますSTATSをそのまま民間事業者が使用して実施すると同時に、本省担当者も民間事業者の審査実施履歴を確認し、必要に応じて本省職員が個票審査を実施して、民間事業者が行っている審査に漏れがないかどうかにも対応していきたいと考えております。

2つ目として、疑義照会等についても督促の場合と同様に、エラーが多ければ民間事業者に人を増員させて、短期に集中して事業所へ照会するなど、その対処を迅速に行うこと

でより効率的に業務を実施できると考えております。また、照会に対して、事業者の回答が不明確な場合や照会漏れがある場合には、疑義照会の追加指示や場合によっては本省の職員が直接事業所へ照会を行うことで、報告内容に対する審査等を確実に行えるということをご想定しております。

3つ目としまして、実際の委託業務開始前には、民間事業者が疑義照会を円滑に行えるように各月報・品目の特性など、疑義照会に際して必要と思われる情報を民間事業者に貸与する予定でございます。

4つ目としまして、今、説明しましたとおり、照会に係る必要な情報の民間事業者への貸与、民間事業者から提出される照会結果の確認、照会の追加指示、調査対象への本省職員の照会の実施など、事業所の数字が大きく変化した場合でも確実に要因を把握することが可能となると考えております。

3つ目の黒丸「集計の手順」についてです。民間事業者は個票審査、サマリ審査を繰り返し実施して、指定の期日までに集計値を作成することになります。本省では民間事業者から提出された照会結果票を適宜確認しながら、この集計値につきましても自らサマリ審査を実施して、集計値に疑義がある場合には民間事業者に再度個票に立ち返って確認を依頼することなどを想定しており、精度の維持に努めたいと考えております。

続きまして、資料の5ページ目になりますが、「②報告者の秘密の保護」について、これを徹底するために仕様書に明記する内容としては、民間事業者活用のガイドラインに沿った形で、以下7点ほどをご想定しているところでございます。

1番目として、民間事業者が業務を実施する際に民間事業者の事業所内に開設する業務室については、関係者以外の入室を制限するための措置や災害に備えた防火・防災・防水等の設備を備えるようにということで、委託したいと考えております。

2番目の事業所への立ち入り検査でございます。セキュリティ対策の履行状況を確認するため、本省職員が管理状況の報告を求められるようにし、更には私どもが本業務の遂行におけるセキュリティ対策の履行が不十分であると認めた場合には、直接立ち入り検査を実施し、疑義部分を確認するということをご想定しております。

3番目として、統計法の遵守でございます。民間事業者は本業務の実施に際して統計法、その他関係法令を遵守すること、また本委託業務に従事する者に対して、統計法において調査票情報の適正管理義務とか守秘義務、また、それらに違反した場合の罰則規定等につきましまして、研修・指導を通じて周知徹底を図るよう指示したいと考えております。

4番目として、データの持ち出し、運搬等でございます。経済産業省鉱工業動態統計室から紙調査票、記録媒体及び記憶媒体等の持ち出しを管理する措置を講じたいと考えております。また、持ち出しに際しては、衝撃に対する破損・紛失等を考慮した施錠可能なジュラルミン性のケースなどを使用して運ぶこととし、記憶媒体内のファイル暗号化、パスワードを設定して取り扱うことを想定しております。

さらには、業務室と鉱工業室のファイル共有化及びメール等については、強固なセキュリティを備えた方法で行われるように指示をしたいと考えております。

5番目のデータの保管及び処分方法でございます。民間事業者は契約期間中、調査票の

関係資料については業務室内に施錠可能な専用ロッカー等にて施錠の上、厳重に保管するということを指導いたします。また、端末やサーバ内に保存するデータについては、パスワード設定等によるアクセス制限等の強固なセキュリティを備えた方法で保管するよう指示したいと考えております。なお、契約期間終了後には、当省の指示に従いまして、復元できないよう全て情報を消去し、その旨報告いただくような形としたいと思っております。

6番目として、STATSの運用でございます。民間事業者が外部接続によりSTATSを利用する場合には、事前にセキュリティ対策要件や制限等について当省と協議をしていただき、合意した上で利用するということを想定しておりますし、当然その利用は業務室内に限定するというところでございます。その外部接続の事前の協議の際には、調査統計グループの情報部門であります統計情報システム室という専門の組織がございしますが、ここの職員にも入ってもらいまして、本件民間事業者の外部アクセス方法について、セキュリティが十分に確保されているかきちんと確認した上で、利用を認めるということを考えております。

7番目として、再委託でございます。データ入力業務等を再委託する場合には、再委託先のセキュリティ等について、事前に当省と協議することを前提としております。また、再委託先に対しても、本体を受託する民間事業者と同レベルのセキュリティ対策を求めることを想定しております。さらに、必要に応じて職員が再委託先にも立ち入り検査等を行うことにより、セキュリティ対策の実施を確認し、秘密保護を徹底したいと思っております。また、現時点で再委託が想定される業務ということでございますが、これには、現在私どもが民間委託を行っているものを想定しているところでありまして、調査関係書類の印刷・発送と調査票のデータパンチ業務でございます。

③の信頼性の確保の観点で、以下2点ほど説明させていただきます。1つ目ですが、商動調査におきまして報告者に対する信頼性の確保のために、今年度の調査関係用品の発送時に事前に民間委託する旨の連絡を行うとともに、当省のホームページにもその旨を掲載したところでございます。また、民間事業者からも同様にはがきにより、受託に伴う事務局開設、設置をした等の通知を調査前に行っております。民間委託後も調査票の提出先を当省として、国の調査であることを明確にしているところでございます。その他、統計法に基づく守秘義務については十分なセキュリティ対策を講じているという旨も説明していることから、現時点で報告者から懸念を示された事例はないということでございます。

2つ目として、このような商動調査の取組を例にしまして、生動調査では以下の取組を実施することを想定してございまして、商動調査とほぼ同様な形をとりたいと思っております。当省のホームページにおいて、本調査を民間委託している旨を明示するとともに、その民間事業者の名称や電話番号等の情報をきちんと掲載する。更に、調査開始前の平成29年8月頃までに、調査経路が変更になるという旨や本省が本調査を民間事業者に委託した旨を通知し、その中で本受託業務のために開設した事務局の名称や電話番号、事業所の名称等について明記するというように考えております。

次に、④の民間事業者の履行能力の確認について説明します。最低価格落札方式ではなく、総合評価落札方式を採用し、評価項目に民間事業者の履行能力を確認する項目を設け

て、その履行能力を加味して選定を行うことを予定しております。具体的には応札仕様書に業務計画に関する資料等の提示に加えて、業務を効率的に行うための有効な方法を提案していただき、その内容を踏まえて民間事業者の履行能力を判断する予定としております。

この総合評価落札方式を少し説明させていただきます。これは、商動調査等、私ども調査統計グループの統計調査の委託事業者決定の際に用いられる入札方式でございます。これは価格と技術、創意工夫等を総合的に評価して、最も優れた提案をした事業者と契約するという方式でございます。実施計画、実施体制、個別業務ごとの実施方法等について、評価項目、これはかなり細かいチェックリストになりますが、この評価項目を私どもが事前に提示し、それに対して事業者が提案書を作成します。その評価項目により必ず要件を満たしていなければならない項目があったり、提案内容によって加点されるというような項目があり、合計点数を技術点とし、価格点と技術点を合わせて総合評価をして落札者を決定する方式でございます。

説明は以上でございます。

○川崎部会長 多岐にわたる説明をありがとうございました。それでは質疑応答に入りたいと思います。何かこれまでの御説明の中で御質問、御意見等ありますでしょうか。特に民間委託の業務内容をどういうふうにやっていくのか、それからその留意点ということいろいろございます。どのような点からでも結構です。

お願いいたします。

○西郷委員 具体的な話というよりは原則論のようなものになってしまうかもしれないのですが、審査及び疑義照会等というところで、今現在、経済産業省でお持ちの審査の疑義照会のノウハウは民間事業者にきちんとマニュアル等を通じて伝達されるということですが、審査に関しては毎回毎回の調査も大事であるとともに、製造業もどんどん変わっておりますので、審査の内容や何かもどんどん変わる、そういうノウハウの蓄積というのも重要なのではないかと私は考えております。そうすると、例えば単年度契約で民間事業者にそういうものが委託されたとすると、審査という作業にとって重要なノウハウの蓄積というのがどういうふうに行われるのかというのが、私としては非常に心配しているところで、それについてどういうお考えをお持ちなのかということ伺いたいということです。

あと、民間事業者の選択に関して総合評価落札方式を採用する、これは厚生労働省等でも行っていて、価格だけではなく調査の質あるいはデータの質ということに鑑みて業者を選ぶというのは大変重要なことだと思っており、これは非常にプラスの評価ができると思います。それと先ほどの兼ね合いで、せっかく民間の方が、例えば厚生労働省の調査ですと、厚生労働省の方で指定した督促の回数よりも多くやるというような業者も出てきて、そこが最終的に落札するというような例も見聞きしております。民間開放に踏み切ったことをネガティブに捉える面もありますけれども、そういった民間の工夫というのをノウハウの蓄積の中で吸い上げる仕組みも同時に考えていただくと、むしろ積極的にそういうことを活用するという視点もあるのかと思って、そういったことも踏まえて、審査のノウハウの蓄積を民間開放という条件の中でどういうふうにしていくのかということについてお

考えがあれば伺いたいのです。

○川崎部会長 いかがでしょうか。

○秦経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室長 まず1点目でございます。民間事業者が審査した結果、更に照会した場合についても、その内容・結果についてはきちんと履歴を残していただく。履歴を残していただいたものを私どもも共有できると考えてございます。それが蓄積されて次の審査の際に活かされていく。つまり、あの時にこういう聞き方をしたが、同じような事象でエラーが出た際に、これは改めて照会することではなく、こういうことです、と、随時、蓄積をしていくことを想定してございます。更に、私どももそれをマニュアル化し、もし次の年度で事業者が変われば、それはきちんと対応しながら進めていくということを想定しております。

それからもう1点、これは後ほどの議論になるかもしれませんが、受託した民間事業者の創意工夫による成果、例えば疑義照会の回数が減ったとか、こういう督促をしたら回収が少し早まった等もきちんとウォッチしていかなければいけないと考えてございます。

○川崎部会長 ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

どうぞ、河井委員。

○河井委員 幾つかあるのですけれども、まず資料3の説明資料に基づいてお聞きしたいのですが、まず最初の3ページ目の回収率、4ページ目に表が出ていますけれども、こちらは数字だけ見ると改善しているというか、民間委託前と民間委託後だとどれも改善しているようなのですが、それは民間の何か努力があるのか。どういう理由で改善しているのかというのが1つです。あと、回収率が上昇しているという問題だけじゃなくて、データの質がどうなのかという情報です。エラーが増えたとか、チェックの回数が増えたとか、さっきも少し議論に出てきましたけれども、そういう情報があれば教えていただきたいというのが1つ目。

2つ目は5ページの報告者の秘密保護というところで、STATSというシステムをお使いになっているということなのですけれども、外部接続をするということが6番目のところに記載してあるのですが、ネットワークで接続するというと、中の情報が漏れてしまうのではないかという危惧が必ず出てくると思うのですが、その点です。ネットワークに完全につながないとかいう可能性も、実は我々というか、大学で入学試験の情報とかいうのは外部接続が絶対できないような、ネットワークから乖離したシステムを使っているのですけれども、そういったことはお考えになっていないのか。外部接続できない環境を保持するという形をとっていない理由とか、それに対する評価というのを、あれば教えていただきたいというのが2つ目。

3つ目が6ページの民間委託を行っている業務の再委託の件ですけれども、再委託で③のちょうど上のところに2項目、現在民間委託を行っている次の業務については再委託を想定していると記載していますが、先ほどのノウハウの蓄積とか、あるいは事業者が新規投資をするということになると、再委託されているというのが担保されるのが重要だと思うのですけれども、その他の項目について再委託の可能性というのをお考えになっていないのか、それが3番目の質問。

申し訳ありません。4番目ですね。③の商業動態統計調査においては過去に経験があるということなのですけれども、実際、落札方式ということは入札していただくわけですよ。大体どれぐらいの業者の方が入札されるのか。それで落札する業者の数というのは1つなのか、あるいは複数なのかというような情報も、もしいただければ、どれぐらい競争性があるのかとかいうのを知りたいので、教えていただければと思います。

あと、最後の質問なのですが、もう1つだけ。6ページの先ほど西郷委員も御質問になられた総合評価落札方式についてですけれども、どういう項目を評価対象にしているのかというのを、もしリストがあれば教えていただきたいというのと、そういう評価項目というのを民間業者に公表しているのかということです。あと、もし点数とかを付けているとしたら、その点数がどれぐらいの程度のものなのかという情報が、もしあれば教えていただければと思います。

以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。多岐にわたりました。5点ほどあったと思われませんが、一つ一つ順番にお願いできますでしょうか。

○秦経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室長 それでは、まず回収率のところでございます。私どもはこの結果をもって維持されていると説明させていただいてるところでございます。それはやはり商動調査のときでも、外部リソースのメリットとして、督促の高いスキルや人的投入を集中的にできるということが、やはりこういう業務でも行われていると考えているところでございます。

それからもう1点の質問、調査票の枚数だけではなくて、中身、質はどうかというところでございます。残念ながらこれは非常に難しい質問でございます。外注を行っている調査担当課室に聞いてもうまい答えを出してくれるかどうか、回答が非常に難しいところかと思えます。

○河井委員 例えば、さっきのフローチャートで再審査とかチェックの件数がどれぐらいになったとかいうのもないですか。

○秦経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室長 すみません、他調査のため今現在手元にはございませんので、確認してみます。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 あとは有効回答率という手もあるかもしれないでしょうね。

○荒川経済産業省大臣官房調査統計グループ統計企画室長 よろしいですか。

○川崎部会長 どうぞお願いいたします。

○荒川経済産業省大臣官房調査統計グループ統計企画室長 この資料にあるのは企業活動基本調査、海外事業基本調査、それから海外現地法人四半期調査の回収率だけですが、ホームページには有効回答率も載ってございまして、ほぼ同じ程度、二、三%下がるかもしれませんが、ほぼ回収しております。これは1つの例ですが、どこの会社かとは申し上げませんが、自分が委託会社に行ったときには、回収目標率を紙に書いて電話の前に貼って、これを何日まで目指しますという感じで、電話をかけている方々のインセンティブを上げるようなことを実施しているのは事実です。回収率がどうだったというような具体的な数

字については、先ほど秦室長も申し上げましたけれども、資料を調べさせていただきたいと思えます。

以上です。

**○河井委員** 1点危惧しているのは、回収率を上げるという目的を優先させると質が落ちてしまう可能性がある。マルチタスクを設定した方がよいというのがあるので、総合評価方式というのはいいと思っておりますけれども、やはりそのためには質をどういうふう  
に数値化するというか、評価するための指標というものが明確化されていると我々はすごく安心するので、そういったものをやはり示していただきたいと思っております。

**○川崎部会長** なるほど。では、その点は一応、いろいろ難しいところはありますけれども、御意見として承りながら、今後また議論を深めていきたいと思えます。では、以上で1点目の方はよろしいでしょうか。

2点目に進ませていただきますが、ネット接続の問題です。こちらはいかがでしょうか。

**○秦経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室長** S T A T Sを事前協議の上、外部接続も可とするということでございます。一方で、外部から情報システムを使う場合は、私どもも当然その契約の中で政府機関の情報セキュリティ関連の基準を満たす、こういう二重にした対応を求めるよう、契約書の中できちんと明記をするというのは当然のことだと考えてございます。

もう1つ、実際に今、外部接続というシステムを作っており、それを使う場合には当然S T A T Sの利用申請書や誓約書を提出していただき、利用者ごとにI D、パスワードを付与しております。一方で、操作ログも取得して管理をしているということでございます。外部接続とは、仮想デスクトップを想定しましてそこに接続をする、つまり私どもの中にあるサーバに直接接続に来るのではなく、ワンクッション置いて接続を認めるということでございます。そして、民間事業者が利用するパソコンの設定に基づいて、接続するという  
こと  
でございます。このような安全に接続する仕組みを作った上で、民間事業者の事務室からデータセンターの仮想デスクトップに接続するということを考えております。

**○川崎部会長** よろしいでしょうか。河井委員の御質問は、私も同様の懸念を持ちながら伺っていたのですが、この調査の受託したデータの範囲以外のところまでさわり得るのかどうかとか、今の仮想デスクトップというのがどういう概念かよく分かりませんが、それが完全に本体から切り離されているのだったら、実はS T A T Sにアクセスしていないことになってしまうわけだと思っておりますが、その中にどこまでの情報が入っているのかというのは結構大きなポイントになると思っております。つまり、業者が仮に守ったとしても、その業者のセキュリティが破られることも考えておかなければいけないということがあると、ものすごくこの問題はリスクだという気が私はしているので、ここで若干の議論のやりとりの中だけで大丈夫ですというのを、なかなか結論を出しにくいところかと思ひながら伺いました。

ひとまず、こればかり議論するわけにはいきませんので、次の論点に進ませていただきたいと思います。3点目が再委託の関係かと思ひますが、進ませていただいてよろしいでしょうか。それではお願いします。

○秦経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室長 再委託で想定以外の業務というのは実際ありそうかという御質問です。例えば商動調査や特定サービス産業動態調査も一部業務を外注していますが、やはり私どもが考えているのと同じような業務のみが再委託でございまして、それ以外は本件を受託した民間事業者が直接やっておられると聞いております。

○川崎部会長 それでは続きまして、今度は商動調査等の御経験から応札数ですとか、あるいはその競争性がどれくらいあるだろうかというようなお尋ねだったかと思いますが、いかがでしょうか。

○秦経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室長 すみません、そのデータは持ち合わせておりません。

○川崎部会長 そうですね。すぐ出しにくいかもしれません。それでは、またこれは次回でもお願いできたらと思います。

○秦経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室長 はい。

○川崎部会長 その次が、最後、総合評価の項目等。

○秦経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室長 これにつきましては、どういう項目を評価リストに載せているか、それから点数配分はどのようなかというのは、入札のときにオープンにしておき、私どものホームページにも掲載しておりますので、どなたでも御覧になれるということでございます。

○河井委員 落札業者の評価も、あるいは事後評価になるのかもしれないのですが、どういうふうに評価したとかいうのもオープンになるのですか。そこまではしないのですか。通常よその業者までは教えないということなのではないですか。自社の評価までは多分教えていると思いますけれども。

○川崎部会長 どうぞ。

○城田経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室統括統計官 開札のときに入札して下さった業者が来ますので、そこで技術点と価格点と価格は全部公表します。

○河井委員 ご本人には。

○城田経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室統括統計官 そうです。

○河井委員 お知らせするけれども、それは公表することはないと。

○城田経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室統括統計官 普通、一般に公表するかと思います。

○川崎部会長 他社の分まではしないですね。

○城田経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室統括統計官 会計課で落札者を決めないといけないため、点数等は全部その場で決定します。

○河井委員 そのウエイト、いろいろな項目がある中のどれを最も重視するとか、そういうものも。

○城田経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室統括統計官 それは価格点と技術点で決まっています。

- 西郷委員 点数表は公表されている。
- 城田経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室統括統計官 はい。技術点  
が大体200点満点で、価格点が100点満点です。
- 河井委員 なるほど。それではどういうところを経済産業省が重視しているというのは、  
向こうは分かっている。
- 城田経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室統括統計官 はい。応札要  
領の項目ごとに点数の配分が決めてあります。
- 河井委員 ありがとうございます。
- 澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 そこは公表データですので、次  
回また公表されているものはこういうものですよということで。
- 河井委員 もしリストがあれば。
- 川崎部会長 そうですね。参考までにそういうイメージでもいただいたら、話が早いで  
すね。
- 河井委員 ホームページに出ているのであれば、いろいろ見ようと思います。
- 川崎部会長 そうですね。
- 澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 もう消されているかもしれない。  
入札が終わってしまうと。
- 河井委員 そうですか。
- 澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 大体入札はそういうパターンが  
多い。
- 荒川経済産業省大臣官房調査統計グループ統計企画室長 入札情報については、当省の  
ホームページに何日までが締め切りですということが載っています。また、入札に必要な  
資料も載っています。ホームページを見ていただければと思いますが、他の調査の入札案  
件が現在掲載されているかどうかというのはございます。
- 川崎部会長 多分入札情報は、あまり長くやっておくと古いものまで誤解して応札され  
たりするようなおそれがあるから、あまり長くホームページに掲載しない傾向がどうもあ  
るように思います。だから、むしろ次回こんなイメージですというのを出していただけた  
ら、大変話が早いと思います。
- 河井委員 お手数ですが、よろしくお願いします。
- 川崎部会長 ありがとうございます。いろいろ深い御議論がありましたが、私ももう1  
点だけ、お尋ねさせていただきたいと思うのですが、実は民間委託をやった場合に非常に  
難しいのは、今までのお話に加えてスケジュール管理みたいなところがあると思うのです。  
実は委託事業をどう管理するかというのはすごく通常の内部業務の管理以上に難しいとこ  
ろがあって、やっているはずと思ったら全然進捗が遅れていたとか、結果、気が付いてみ  
たら全体が遅れが出ているというようなことが起こったりすることがしばしば委託業務の  
中ではあると、私は他の業務からの経験で聞いているのですが、この場合の進捗状況の管  
理とか、要するにこれは月次の報告ですから、遅れたらいろいろな統計に影響が出てくる  
わけです。その管理はどんなふうにするのだろうかというのを、とりあえず今日の段階

ではざっくりお話をいただいて、またその辺りはかなり重点課題でもあるのかと思いますので、これまでの他の統計の経験なども踏まえて、様子をお知らせいただければと思うのですが、いかがでしょうか。

**○秦経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室長** 非常に短期間で行う業務でございますので、そこは私どもも先ほども言った審査や集計値の状況、回収状況を見ながら、常に民間事業者に指示又は相談していくために、週報、日報といった連絡票を作りながら進めていきたいと思っております。

**○川崎部会長** なるほど。分かりました。

はい、どうぞ。

**○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官** 今のところに関連してなのですが、説明の中で、経済産業省の担当の方は自分の審査分も持って、なおかつ今度の委託される部分も持って行く。つまり、管理する部分と自らやる事務が輻輳するような気がするのです。効率的というのを考えれば、民間に委託する業務を専らにする人みたいなことで指定された方が、効率的なような気がするのですが、今度組み替えたりしているのですかという、その辺が少し分かりにくかった。なぜそういうふうにするのかということと、あと、民間事業者さんの創意工夫の余地というのは業務量変動への対応みたいなのが大きいと思うのです。それは確かにおっしゃるとおりだと思うのですが、その際に業務量がどの程度になるか分からない、通常携わる人、それから予備的に携わる人という、そうすると、かなり幅広に人材養成をというか、研修したりしないといけないのですが、その辺が担保されているのか。最後に1点だけ、事業所が郵送した調査票は事業者へ直接入ってくるのですよね。経済産業省には入ってこなくて、郵送の調査票は事業者直送になるのですよね。ここで、調査票の提出が引き続き経済産業省としてというところはあるのですが、この辺が何か一遍経済産業省に入ったものをまた事業者へ持って行くのかとか、その辺はどうなっているのですか。

**○秦経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室長** まず、本省の担当につきましては、審査官の御発言もあったのですが、現在外注化・非外注化が入り乱れている状況の中で、どうしたら効率的に業務を行えるかということを中心に踏まえた上で決定していきたい。外注化は、まだ1年後ぐらいの状況ですから、今後、決定していきたいと思っております。

それから、民間事業者側のマンパワーの問題については、大体今まで督促は比率的にはこのぐらい行っていた、このぐらいのケースを行っていた、審査はこのぐらいの件数だという事例を計数的に集めておりますので、おおむねそこは民間事業者にとっても最初は大きな変動がないだろうと思います。そういう意味で、民間事業者側もどのぐらいのマンパワーが要するというのは想定していただけるのかと思います。

また、提出先ですけれども、これは商動調査と同様に経済産業省本省宛てに送っていただくということを考えております。

**○川崎部会長** ありがとうございます。今の前段の方のお話の、一体この業務で担当がどういうふうになっていくか、担当の中での効率化がどれぐらい図れていくのかというの

は私も非常に気になるところで、この民間委託の大きな目的がやはり本省業務の効率化、あるいは経済産業局の業務の効率化を図りながら重要な企画部門に特化していこうというお考えのようなのですが、そうすると、それが本当にどれぐらい効果があるのかというのが、先ほどの詳しいこの表での御説明にもありましたけれども、なかなか数字で測り切れない、見えにくいところもあろうかという気はするのです。そんなこともありますので、今回の統計委員会での、特に委員長からの御発言なども踏まえますと、やっぱり本当にこれがどういうふうに通率化につながるのかとか、それが実際に必要な業務に特化するという方向に行けるのかどうかというのは、今後も我々部会としても、また委員会としても引き続きよく検証させていただくことが必要ではないかと感じております。

ということで、なかなかこれはすぐ全てここで結論が出るばかりの話ではないかとは思いますが、今日御議論がありましたこと、またお答えいただいたことを踏まえまして、ここではいろいろ留意点が挙がっておりますけれども、更なる留意点というのが更に整理できるかもしれませんので、また今後この部会の中で審議しながら整理できたらと思いました。ということで、ここで一応 c と d の論点まで御説明をいただいた、また御審議をいただいたということになりました。

では、大分これが重たかったですが、次に、「e 実査スケジュール」と「f 民間委託後の影響評価」の論点につきましてお願いしたいと思います。

**○秦経済産業省大臣官房調査統計グループ鉦工業動態統計室長** では、「e 実査スケジュール」でございます。これは民間委託後も現行のスケジュールと変わらないことを想定してございます。

現在のスケジュールにつきましては、先ほど別紙 2-1 という A4 判を見ていただきましたけれども、これの左側に大まかな日程が記載されてございます。月例の日程でございます。調査票の回収につきましては調査規則である経済産業省令で定められている報告者からの調査票の提出期日があり、局・県へは10日まで、それから局・県から本省へは15日まで、直轄事業所からの本省への提出も15日までということで規則上決まっております。こういう提出期日を省令で定めていますほか、集計結果の確定日、速報・確報の公表予定日はあらかじめ年間で設定し、これらのスケジュールに合わせて業務を進行させ、回収、督促、データ入力、審査、疑義照会、集計等を行っております。過去に公表が遅れた例はございません。このようなスケジュールで民間委託後もきちんと管理しながら進めていきたいと思っております。

続けて、「f 民間委託後の影響評価」でございます。これは外注仕様書において定められる速報時や確報時の回収率の状況をきちんと把握しつつ、また民間事業者の創意工夫によって得られた結果として、例えば督促電話の回数や疑義照会の回数、そして内容等の変化の状況によりまして外注化の効果の検証を予定しているところでございます。

以上でございます。

**○川崎部会長** ありがとうございます。これについて御質問、御意見等何かございますでしょうか。

基本的にはこれまでのスケジュールと変わらないで対応できるということで、結果の公

表などには影響がないということで、これはよいことだと思いますが、逆に言えば前倒しの可能性はないのかとか、それはやはり民間委託ですから難しいですか。

○**秦経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室長** 公表の前倒しということでは、これは先ほど申した全体の4割弱の事業所の外注化ということでございまして、提出率を御覧いただいて、全体を早めるというのは非常に厳しいと思いますし、むしろその結果精度に悪い影響がやはり出てくるのかと思いますので、現状ではなかなか公表結果を早めるというのは難しいと考えております。

○**川崎部会長** そうですね。公表の早期化と結果の品質はトレードオフの関係にもありますので、あまり過剰に前倒し、前倒しというのも無理なところはあるかとも思います。ただ、その分だけやはり結果の品質評価というのはきちんとやっていただき、またそれが今回の民間委託によってどのような影響があったのかというのはやはりきちんと評価していただき、またその結果についてもきちんと今後、実施段階になったら公表いただくとか、そういったこともお願いをしていきたいと思っております。

ということで、この辺りは恐らくスケジュールの問題ということ以上に、特に民間委託後の影響の評価という観点からは重要な課題ということで、この部会の中では今後も取り上げていきたいと考えております。

それでは、これでよろしいでしょうか。eとfにつきましてはこのようなことで承りましたということです。

これでeとfが終わりまして、論点の1の「(2) 調査システムの整理」につきまして、説明を事務局からお願いいたします。

○**大森総務省政策統括官(統計基準担当)付** 事務局から説明させていただきます。資料2の4ページ目を御参照下さい。1の「(2) 調査システムの整理」につきまして、まず変更の概要について説明をさせていただければと思います。今回の変更につきましては、経済産業局経由の調査で今回の変更後も継続される47月報の調査方法について、調査員調査、郵送調査及びオンライン調査から、郵送調査及びオンライン調査に変更するというのが変更の趣旨でございます。これについて審査状況でございますが、本調査のうち経済産業局経由の調査方法については調査員調査、郵送調査及びオンライン調査ですが、平成27年度からは調査員調査は行われておらず、今後も見込みがないところから変更するものがございます。これにつきましては、実態に沿った調査計画に変更することは適当であると考えられますが、変更することに伴い、精度確保・向上の観点から支障がないかどうかを確認する必要があります。

続いて、それを踏まえた論点について説明をさせていただきます。大きく2点ございます。aの論点としましては、「調査員調査から郵送・オンライン調査に切り替えた調査対象の回収率の推移」、直近の部分について説明していただければと思います。続いて2点目は、「近年の報告者変更の発生件数や、新規に報告者となった事業所への依頼、また、指導等の方法」についてでございます。論点については以上です。

事務局からは以上でございます。

○**川崎部会長** ありがとうございます。それでは、経済産業省からの御回答をお願いした

いと思います。

**○秦経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室長** それでは、まず論点の a でございます。局によってはもう10年以上前に調査員調査が終わっているというところもございますが、調査員調査から郵送調査又はオンライン調査への切り替えに伴って、報告者の協力が得られなくなった事例はあるかということで局に確認しましたところ、調査員調査終了後も回収率を維持できているという回答が返ってきました。

続きまして、b でございます。調査票改正や事業所の廃業・統合に伴いまして対象外となった事業所数、及び新設等により新たに調査対象となった各1年間の事業所数はこの表のとおりでございます。調査の改正による調査事業所の減少要因でございますが、調査品目の廃止、調査票の統合、そして調査対象規模、従事者数の切り上げなどがございます。平成26年は比較的大きなマイナスでございますが、これは改正が大幅だったことから減少幅が大きくなっております。また、報告者側の減少要因としましては、調査品目の製造中止、そして事業所の廃業や統合などがあると考えております。逆に新設等の増加では、新規品目として調査を開始した場合や事業所の新設、調査品目の製造開始などがあります。

また、局経由で調査する新規事業所への確認、記入依頼・指導等は局が直接行いまして、実査も郵送又はオンラインで実施しております。

そういうことで、調査員調査として新たに事業所に依頼することはありませんし、基本的には新規事業所について、調査員は介入しておりません。調査員は従前からこの事業所ということで受け持ち事業所分を担当している状況の中で、調査対象事業所数そのものの減少やオンライン提出の促進、そして調査員の高齢化等により、調査員が減少していったというのが現状だと考えております。加えて、調査票改正がございまして、調査系統の変更、具体的には局経由だったものを県に切り替えたというのが平成26年にございますし、調査対象の規模上げについて精度を維持した上で報告者負担の軽減という主旨で、規模の切り上げ等も平成26年に行っています。その時点で1局のみ調査員調査が残っていたのですが、そこで終了したというのが現状でございます。

以上でございます。

**○川崎部会長** ありがとうございます。これについて何か御質問、御意見等ありますでしょうか。

どうぞ、河井委員。

**○河井委員** 少ししつこいみたいなのですが、8ページのaのところの評価です。常に回収率のことしか記載されていないのですけれども、回収率が担保されているというか、維持されているというような御回答なのですが、実際、報告書や調査票とかを見ますと記入するところが結構たくさんあって、きちんと皆書いてきてくれるのかという心配があるのですけれども、とにかく書いて提出されて回収率は担保されているけれど、その後の問い合わせとか、あるいはもう少しここを直してくださいとかいうようなやりとりが増えてしまうと、結局あまり効率化にはつながっていないのではないかというような危惧というのを常に持ってしまうのですが、その辺の情報とかいうのはあるのでしょうか。

**○秦経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室長** この調査は御案内のとおり

り月例調査でございまして、基本的には書く項目が変動するというものではありません。それから1調査票あたりは多くの品目を作っている事業所は比較的少ないので、記入項目もそれほど多いわけではないと思っております。そういう意味では、継続的に今まで書いていただいていたところについては、調査方法が変更されたとしても同じような内容で報告していただいていると思っておりますし、また調査内容の不備が多くなったということも局からは確認ができておりません。

○川崎部会長 よろしいでしょうか。私からも念のための確認ですが、bの方の項目はつまり、この後の民間委託になりますと、調査対象事業所の交代のときには経済産業局からアプローチされて、あるいは本省からアプローチされて、確認をして、その上でその事業者に対して民間事業者が調査に当たるということですよ。だから、この仕組みはそのまま、ある意味民間委託でも残っているということによろしいですね。

○秦経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室長 局経由から民間委託にしたものについては本省が調査対象か否かの確認を直接行っていき、調査対象であることを確認できたところで民間事業者に依頼をする。残っている部分は、局が引き続き行うというやり方でございます。

○川崎部会長 分かりました。ということで、これにつきましては既にこういう状況になりつつあるのを形式的にも確認していくということであろうかと思っておりますので、これについては、適当であるというふうなことかと理解いたしました。よろしいでしょうか。

それでは続きまして、1の「(3) 提出先、提出期日及び提出部数の変更」の論点について、事務局からの御説明をお願いいたします。

○大森総務省政策統括官(統計基準担当)付 事務局から説明させていただきます。資料2の4ページ目中段を御参照お願いいたします。変更内容としては1の「(3) 提出先、提出期日及び提出部数の変更」の変更概要につきましてですが、これは1の(1)調査方法の変更に伴い、民間事業者に委託される経済産業局経由の31月報について、提出先を経済産業局長から経済産業大臣に、提出期日を翌月の10日から翌月の15日に、提出部数を2部から1部に変更するというものでございます。これについて審査状況でございますが、31月報については民間事業者への委託により調査票が経済産業局を経由しなくなるため変更するものでありまして、適当であると考えております。

なお、論点につきましては、本変更内容が調査系統の変更に伴うものでございますので、特段用意してはございません。

事務局からは以上でございます。

○川崎部会長 この点につきましては、特段大きな問題はないということで、適当という整理でよろしいでしょうか。

それでは、これはそのようにして処理させていただきます。

では、最後の論点となります。いよいよこれで論点メモの方はその他、5ページ目ということですね。こちらの方も事務局からお願いします。

○大森総務省政策統括官(統計基準担当)付 事務局から説明させていただきます。資料2の5ページ目を御参照願います。オンライン調査の推進につきまして概要を説明させて

いただきます。第Ⅱ期基本計画において、統計調査の実施計画を企画する際、オンライン調査を、以下中略しますが、導入している調査はオンラインによる回収率の向上方策について事前に検討するという旨が記載されてございます。これに係る審査状況でございますが、本調査のオンライン調査の利用率は約55%となっております。近年漸増傾向にございまして、これは他の統計調査と比較すると比較的高い傾向にございます。ただ、本調査は月次調査かつ事業所の入れ替えがあまりないということを考慮すれば、同一の報告者に継続的に調査が実施されているものと考えております。このことから、オンライン利用率を上げる余地はあると考えられ、回収率の向上策の対応状況について検討する必要があると考えております。

その審査状況を踏まえた論点は大きく2点ございます。aの論点としましては、「直近、約3年間分の回収率やオンライン調査の利用率の推移」についてという点でございます。bの論点としましては、「オンライン調査推進の今までの取組及びこれからの取組」についてでございます。

事務局からは以上でございます。

○川崎部会長 ありがとうございます。それでは、経済産業省からお願いします。

○秦経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室長 先ほどこの表を使いまして提出率、オンライン率の概略を説明させていただきました。最近の評価はこの表のとおりです。平成27年時点では108種類の月報、調査票がございまして、この中の本省直轄、そして局経由の調査票についての提出率やオンライン提出率は高い傾向にあると考えております。なお、県には調査対象の小規模の事業所を主に担当していただいておりますことから、提出率等が他の調査系統に比べて低いものにはなっておりますが、県の努力のかいもあり、毎年上昇傾向がみられると思っております。

そして、オンライン提出のbといたしましては、毎年秋、調査票提出促進運動というのを実施しております。その際に、オンライン調査への切り替えについても働きかけるはがき等を送付しており、そういう取組から少しずつ効果があり、オンライン提出率も増加しつつあるのかと思います。民間委託後につきましても、オンライン利用促進についての取組を実施したいと考えており、引き続きオンライン提出率の向上を図っていく予定でございます。

以上でございます。

○川崎部会長 ありがとうございます。では、この点につきまして御質問、御意見等ありましたらお願いしたいと思います。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 よろしいでしょうか。

○川崎部会長 どうぞ。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 確認ですが、経済産業局経由の方が回収率、オンライン提出率も、いずれとも若干高くなっている。中規模事業所であるという冒頭の御説明でしたが、大企業の方が応じてくれないのか、経済産業局という地元根差した身近なところから働きかけがあることによる効果なのか、その辺りはどうなのか。今回の民間委託の活用にも一応関連するところなので教えていただきたいというのと、

民間事業者のオンライン回答が増えてくれば自分のところの業務も少なくなるということで、例えば今まで本省で行われていたような働きかけを、もともと事業者の工夫とか創意によって今後、受託した事業者がやるというのも可能なのですか。それとも、最初に決められたことしかできないのか。その辺りはいかがでしょう。

**○秦経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室長** まず、局経由の分がなぜ高いのか、確かに数字が他よりも少し高い状況なのですが、前者の御質問については、政策部局、行政機関との距離は事業所が近いから局が高いのではないかという御推察であります。むしろそれならば、県の方がより地場産業なりに近いのかと思われまます。統計の調査系統ごと、機関ごとに可能な最大限の努力をしていただきながら督促業務を行ってきた結果であると私どもは認識しております。回収率の差というのは、やはり調査系統ごとが担当する月報の違いに理由があるものと考えております。先ほど別紙1で御案内しましたように、局が担当する部分の月報というの、別紙1の表紙のところですが、実は調査票番号でいうと6,000番台の化学のところと比較的回収率が高い状況なのです。一方で、本省直送の一番下の方にあります非鉄等は回収率が低く、相対的に業種によって回収率に差があるという実情でございます。そういう意味で、御懸念の局が事業所に近いから回収率が高いのではないかということではなくて、むしろ担当する月報なり業種の特徴がこのような結果を生んでいるのかと考えている次第であります。

それから、もう1点のオンライン提出促進も民間外注化の中の項目として入れ込んだらどうかということでございます。これは十分検討していきたいとは思っておりますし、1年目はこうやったから2年目は同じことしかしない、ということではなく、状況を見ながら委託できる中身も見直していきながら進めていきたいと思っております。

以上です。

**○川崎部会長** ありがとうございます。私からも感想のような質問のようなものなのですが、これまでオンライン回収率をどんどん高めてこられているという、この努力は大変評価するところではあるのですが、そうは言いながらも、62%とか、本省あるいは経済産業局直轄でも案外低いというのが、実は正直言って感じるところでも私はあるのです。要するに事業所は割と大きな規模のところが多いですから、それにしても意外だという感じもするのですが、そう考えると、もしやもうある意味飽和状態で、ここでもう上限に達したのではないかという心配も持つのです。だとすると、その飽和状態を打破するためには何が根本的なネックになっているのかというのを1回当たってみていかないと、これ以上オンライン回収率が上がらないということが恐らく起こるのではないかと思うので、できれば何かそろそろ飽和に近づいてきているとするならば、限界に達している理由というのをもう少し追及していただくと、その上で取組をまた次に向けて進めていただくとありがたいと今思ったということで、これは少し感想のようなことなのですが、もしその辺りのことで御意見がありましたら。

**○秦経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室長** どうしてオンライン提出をしていただけないのかということも事業所に確認はしております。やはり担当者が慣れないというのもあるのですが、一方で、会社の中の事情というのもあるようでございます。

例えばネット接続を認めていない会社があったり、報告するに当たって上司の許可が必要で、そういう時には回覧をして承認をとった上で紙調査票等を提出するという会社もあります。そういう意味で、どうしても出せないところも実態としてあると思っております。

○川崎部会長 分かりました。そういう状況も把握をされた上でこの数字だということもよく分かりました。他にはございますでしょうか。

では、これで大体全部の事項の審議が終わりましたが、ここまで全体を通じまして何か、振り返っていただきまして、もう少し審議が必要だとかいうことがもしありましたら、戻っていただいても結構ですが、いかがでしょうか。

○河井委員 すみません、1点。

○川崎部会長 どうぞ。

○河井委員 先ほどの補足ですけれども、資料3の3ページとか4ページに統計として過去の民間委託をした企業活動基本調査や海外事業基本調査とか、回収率の調査結果が出ているのですが、このような過去の経験で、先ほど申し上げたその他の要素ですか、疑義照会の件数とか質問の件数とかいったものが、もし情報としてあれば提示していただければと思っております。それは参考になると思います。

以上です。

○川崎部会長 それは御要望ということで、何か可能な範囲でお願いできますでしょうか。

○河井委員 もしあれば。

○秦経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室長 帰って実施担当課室に確認するしかないのですが、その情報をきちんと整理しているかどうかを確認させていただいて、次回お答えさせていただければと思います。

○河井委員 できる範囲内で、もちろん構いません。

○川崎部会長 ありがとうございます。他には何かございますでしょうか。

それでは、かなり詳しい御説明と、またいろいろな御意見をいただきましてありがとうございました。とりあえず現段階での私なりの理解をここで整理させていただきますと、まず、生産動態統計調査を民間委託していくという大きな方向については、これ自体はこれまでの国の統計業務の中での民間委託という流れにも沿っているということもございます。また、経済産業省としてもより必要な部門に特化していきたい。そうやって、そういう人材の効率的活用あるいはそのリソースの有効利用ということでやっていこうという方向で、これ自体は方向としては我々部会としても了解するものであろうと思っております。

ただ、今日いろいろいただきました御意見などを踏まえまして、いろいろ留意点があるように思います。例えば民間委託後の品質が確保できるのか。また、そうやって生み出されたリソースは本当に今後とも統計の方で有効に活用されるのかという点があるかと思えます。それからもう1つ、セキュリティの問題です。これはいろいろ配慮はされているということではありますが、万一破られた場合には非常に問題が大きくなるということでもありますので、その点でも確認や留意点として何かを述べることも必要かと思っております。それから、これは委員長の御発言にも関係しますけれども、民間委託ありきばかりで議論をするのではないかということの確認という観点からも、国の直轄調査の部分が

民間委託されたからといって、県の実施の調査にどうつながっていくのか。これはまたもう少し議論が必要な部分があるかと思えます。というようなことがございますので、これらの点については何らかの形で留意点として、最終的には答申案の中にも盛り込むなり、あるいは何らかの形で記録に残すなりということができたらと思っております。

それから、今日、明示的には申し上げませんでしたけれども、私も少し気になっているのは、国の統計調査自体全体として民間委託についてのガイドラインというものがございますが、あれについても全部の統計調査について民間委託の横断的なあり方を示したものだと思えますが、それについて、これがどれぐらい適合しているのか、あるいはそのガイドライン自体も更に改善していく余地があるのかとか、そういう議論も残っているのかもしれないと思えます。これは今日、十分議論できなかった点かもしれませんが、この辺りはもう少し次回でも引き続き議論させていただけたらと思っております。

ということで、この後ですけれども、できましたら何らかの形で答申案といったものを事前に委員の皆様にもお示ししながら、次回の部会審議に臨んでいくということで進めていきたいと思っております。ただ、今日いろいろな論点が出ておりますので、なかなか私が口頭で申し上げたことも、必ずしもきれいに整理できてはおりません。したがって、それをどう答申案に盛り込むかというの、これからもう少し私自身もよく考えなければいけないことだと思っておりますが、そのプロセスで是非また委員のお二方にはお気付きのことなどありましたら、できましたら今週いっぱいぐらいの目標で、お気付きのことがあれば遠慮なく追加でお知らせいただけたらと思えます。それらも踏まえて、これからどういうふうな答申案としてまとめるかというのを最終的に考えて整理させていただきたいと思っております。私の方ではそのように考えておりますが、あと幾つか委員からの質問もございましたので、それにつきましてはまた経済産業省から次回お答えいただけたらと思っております。

以上が私の方からの整理ですが、特段何かまとめ方、あるいは整理の仕方で、ご意見等はおありでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、そのような形で一応、本日の審議は終わらせていただきますが、最後に事務局から御連絡等がございましたらお願いしたいと思えます。

**○大森総務省政策統括官（統計基準担当）付** 事務局から説明させていただきます。次回の部会は12月20日火曜日10時から、本日とは違う場所で大変申し訳ございませんが、この庁舎の7階中会議室において開催することを予定しております。

本日の部会審議につきましては、宿題となりました事項もございしますが、主な論点、全ての論点についての審議が一通りなされましたので、次回の部会審議では継続して審議することになった点とともに、答申案について御審議いただくべく準備を進めたいと思えます。

答申案につきましては、本日の部会審議の結果などを踏まえて、部会長の御指示を仰ぎながら統計審査官室で作成する予定でございます。先ほど部会長からお願いのありましたお気付きの点や次回の部会において必要な資料等がございましたら、準備の都合もございしますので、12月2日金曜日午前中までにメール等、適宜の方法により事務局までご連絡を

お願いします。

また、本日の配布資料につきましては、次回以降の部会においても審議資料として利用しますので、忘れずにお持ちいただきますようお願いいたします。

また、部会の結果概要等につきましては、事務局で作成次第、メールにて御照会いたしますので、御確認をよろしくをお願いいたします。

最後に、すみませんが、席上配布資料については卓上に置いた形で残していただければと思っております。

事務局からは以上でございます。

○**川崎部会長** ありがとうございます。では、以上をもちまして、本日の部会を終了させていただきます。皆様、本当に御協力ありがとうございました。